

しまね広域スポーツセンター指導者派遣事業実施要項

1 目 的

県内の総合型地域スポーツクラブ並びに総合型地域スポーツクラブの設立を目指す団体等（クラブ）に対して、クラブの運営や活動の内容などについて指導・助言を行う指導者等を派遣し、クラブの設立・育成を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1) 指導者が行う業務

総合型地域スポーツクラブの設立・育成に向けた助言、地域住民への説明会での講義及びスポーツを通じた地域づくり（町づくり）等の指導を行うとともに各種競技の実技指導、ニュースポーツ種目等の指導を行う。

【指導業務の例示】

	担当業務	指導を行う者
1	スポーツクラブ育成・企画・運営	学識経験者、クラブマネージャー等
2	スポーツ指導全般	種目別指導者(県リーダーバンク指導者・障害者公認スポーツ指導者)
3	レクリエーション(ニュースポーツ含む)	県レクリエーション協会関係公認指導者等
4	スポーツ医科学・栄養学指導	県リーダーバンク指導者

(2) 派遣する指導者

島根県スポーツリーダーバンクに登録された指導者又は各種団体から推薦のあった指導者を派遣する。

(3) 派遣回数

1団体につき、原則として年1回とする。ただし、クラブ設立準備委員会等に対しスポーツクラブ育成・企画・運営に関する指導を行う場合にあっては、この限りでない。

(4) 派遣期間

指導者の派遣期間は原則として1日とする。

(5) 費用負担

指導者の派遣に要する費用（旅費・謝金）は、しまね広域スポーツセンターが負担する。

会場、用具等については派遣団体が準備し、その費用を負担する。

(6) その他

派遣団体においては、事業実施に伴い必要となる安全対策を講じ、必要に応じ事業参加者に対する傷害保険の加入に努める。

また、派遣団体と指導者との間で、事前に打ち合わせを行い効率的な指導を行うよう努める。

3 派遣対象団体

- (1) 総合型地域スポーツクラブ
- (2) 総合型地域スポーツクラブの設立を目指す団体等（クラブ）
- (3) その他

しまね広域スポーツセンターが特に必要と認めた市町村及び地域、団体

4 派遣手続

- (1) 派遣申請

派遣を希望する団体は、指導を希望する日の3週間前までに電話で要請し、2週間前までに「指導者派遣申請書」に必要事項を記入し、しまね広域スポーツセンターに申請する。

- (2) 派遣決定・通知

しまね広域スポーツセンターは、派遣申請書に基づき、指導者に対し指導依頼し、申請者（依頼者）へ派遣する指導者を通知する。

5 指導後の報告

申請者（依頼者）は、派遣を受けた後、すみやかに「指導者派遣報告書」をしまね広域スポーツセンターへ提出する。

問い合わせ先

しまね広域スポーツセンター（公益財団法人島根県スポーツ協会）

〒690-0873 松江市内中原町 20-1 城南ビル 3 階

TEL : 0852-60-5053 FAX : 0852-26-4733

URL : <http://www.s-kouiki.jp/> E-mail : info@shimane-sports.or.jp

担当 : 小村